

討論

(平成22年度決算)

市税減収には一定の理解も 一層の収納率向上を望む!

市政クラブ (飛田 昭議員)

歳入の市税については、個人市民税が厳しい経済情勢のもと、失業者の増加などにより73億5586万2000円で、前年度に比べ7億1725万1000円の減額となっています。理由として、納税者数が前年度に比べ約1000人の減で、平均所得が前年比20万8000円の減額となっていることにより理解はします。

しかし、毎年増加している不納欠損額6901万3000円については、職員や市税等収納嘱託員の方が努力されていても徴収できないための結果であります。また、収入未済額6億8524万3000円についても、不納欠損額

新たな総合計画・座間市都市マスタープラン策定作業を大いに評価

政和会 (伊田 雅彦議員)

平成22年度は、平成3年度から20年間を対象とする第三次座間市総合計画の最終年度であったと同時に、第四次座間市総合計画の策定と、それに伴い、おおむね20年先を見据えたまちづくりの基本的な方針を定めた座間市都市マスタープランが新しく策定された年でありました。

第四次座間市総合計画は、平成20年度から策定に向けた準備を始動させ、この年度、策定作業に当たって、また、これから目指そうとする座間のまちづくりの当たって「市民との協働」を一つのテーマとして掲げました。さらに、座間市都市マスタープランとともに、広く市民、事業者の

堅実な行財政運営を評価

公明党 (上沢 本尚議員)

平成22年度一般会計及び各特別会計の決算認定について、座間市公明党を代表して、賛成の立場で討論を行います。この年度は、民主党政府が国の行き先を示すことができず、マニフェストのほとんどを履行しないばかりか、政治と金の問題で支持率が30%にまで急落するような不安定な状態でした。このような中で、市の予算編成も大変苦勞されたと推察をします。さらには、執行に当たっては、勇気を持って不用額を残す等の方針に基づいた堅実な運営であったと評価をします。

一般会計の状況は、歳入の根幹、自主財源の柱である市税収入、特に個人市民税が対

霞ヶ関を解体再編する

市民連合 (沖永 明久議員)

当該年度の国の地方自治に関する政策展開について我々の立場と見解を述べます。

民主党政権の地方政策として唯一評価できるのは、地方交付税の大幅増です。小泉構造改革のもとで約4兆3000億円削減され、地方の疲弊を招きましたが、政権交代後初めての本格予算となったこの年度、前年度比49.7%増、額にして2兆5000億円増加させ、総額16兆9000億円、臨時財政対策債を含めると実質的な地方交付税を2兆6000億円と、史上最大額としたことは唯一評価できる実績です。

しかし、マニフェストに掲げていた地方主権改革は見る影もないというのが率直なところ。霞ヶ関を解体再編し、地域主権を確立する。具体的に「事務事業の権限と財源の大幅移譲、ひもつき補助金を廃止し、地方が自由に使える一括交付金化」など、どれをとっても換骨奪胎。霞ヶ関を解体再編するどころか、民主党首脳部が霞ヶ関に解体再編されたと思わざるを得ません。こうした中、我々は、改めて基礎自治体への財源移譲、権限の移譲を中心とする地域主権改革を推し進めるよう中央政府に求めていく必要があると思えます。この点については立場を超えて市長並びに議員の皆様へ訴えるものであります。

福祉4事業の削減は問題である

日本共産党 (守谷 浩一議員)

平成22年度一般会計決算に反対の立場で討論します。

本市の職員の状況は、正規職員は削減の一方で、臨時と非常勤職員は増加しました。市民に対する責任を果たせるように、正規職員をしっかりと確保すべきと考えます。

また、この年度、当初予算で高齢者入浴券支給事業の廃止した減額分が111万3000円、高齢者のマッサージ等助成券の削減分が590万4000円、敬老祝い金の減額分が98万3000円、ひとり暮らし高齢者医療費の助成事業廃止が129万円と、削減された4事業の合計額は929万円でした。一方、高齢者火災警報器設置助成事業費

コンビニ交付事業の優先性に疑問

神奈川ネット (牧嶋 とよ子議員)

平成22年度一般会計歳入歳出決算認定に反対する主な理由は次の二点です。

一つ目は、平成22年度当初予算において、高齢者の入浴券・はり灸マッサージ支給事業が廃止、さらには障害者施策において、福祉タクシー券の大幅削減、これらが利用者に対し、十分な説明がされないまま実施されたことです。

二つ目は、「住民票の写し」印鑑登録証明書」のコンビニ交付事業が9月定例会の補正予算において1300万円を計上されましたが、この事業が本当に市民ニーズと合致したものなのか、事業実施の優先順位に今も大変疑問が残ることから決算に反対です。

請願・陳情の提出について

請願・陳情はいつでも受け付けています。3月、6月、9月、12月の年4回開催される定例会において審査されます。

なお、定例会ごとの締め切り日については、議会事務局にお問い合わせください。

046(252)8872

